別表七（三）付表　記載要領

1　この表は、通算法人が法第59条第１項又は第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項にあつては、震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第５項の規定により読み替えて適用する場合に限る。次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「他の通算法人のうちに法第59条第２項の規定の適用を受ける法人がある場合」の各欄は、他の通算法人のうちに法第59条第２項の規定の適用を受ける法人がある場合に記載すること。この場合において、「所得金額基準額（(1)と(4)又は(5)のうち少ない金額）(6)」の欄の記載に当たつては、「(4)又は」を消すこと。

3　「(13)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の別表七（二）「４」）(14)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が法第57条第２項又は第４項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七（一）付表一「３」の欄に内書きした金額を記載すること。

(2)　当該事業年度が法第57条第８項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の７第２項第１号（欠損金の通算）に規定する最初通算事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。(3)において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度（(3)において「移行承認事業年度」という。）を除く。）である場合（(1)に該当する場合を除く。）には、別表七（二）「14」の欄に内書きした金額を記載すること。

(3)　当該事業年度が移行承認事業年度である場合（(1)に該当する場合を除く。）には、令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされる金額のうち、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第81条の９第３項（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結欠損金個別帰属額に係る金額を記載すること。